

2017 年度 研修生・研究生 出願手続要項

I. 制度の概要について

1. 研修生・研究生制度について

研修生・研究生制度は、本大学院を修了・満期退学をした後、研究を継続するために、本学の施設を利用することができる制度です。なお、授業科目を履修することや研究指導を受けることはできません。

2. 出願資格

【重要：留学生の在留資格について】

本大学院における研修生・研究生制度は、研修生・研究生の身分をもって在留資格「留学」を得られるものではありません。留学生の場合、出願時に出願書類として、希望する在籍期間有効な在留資格を有していることを証明する書類を提出する必要があります。

(1) 研修生の出願資格

研修生となるためには、以下の①または②の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ①本大学院の修士の学位を得たこと。
- ②本大学院の専門職の学位を得たこと。

(2) 研究生の出願資格

研究生となるためには、以下の①または②の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ①本大学院の博士の学位を得たこと。
- ②本大学院の博士課程後期課程または一貫制博士課程に標準修業年限以上在学した上で、履修要件を満たし退学したこと（満期退学したことを指します）。

なお、研究生には通算在籍期間に上限があり、通算在籍期間を超えて研究生に志願することはできません。（2009 年度後期セメスター以降に「研究生の出願資格」を満たした者は 3 年が上限です。2009 年度前期セメスター末までに「研究生の出願資格」を満たした者は、3 年以内を基本とし 5 年が上限です。）

3. 研修生または研究生として所属することができる研究科

研修生または研究生として所属することができる研究科は下記のとおりです。下記に定める研究科のいずれかに、研修生または研究生として所属することができます。

【研修生・研究生制度の両方を設けている研究科】

法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科
文学研究科、先端総合学術研究科、理工学研究科、情報理工学研究科、生命科学研究科
テクノロジー・マネジメント研究科、スポーツ健康科学研究科

【研修生制度のみを設けている研究科】

映像研究科、応用人間科学研究科、言語教育情報研究科、経営管理研究科、公務研究科

4. 在籍期間

在籍期間は学期の始めから学期末までです。年度を超えて研修生または研究生となることを希望する場合は、改めて願出する必要があります。

5. 科目の履修について

研修生または研究生が、本大学院の授業科目の履修を希望する場合は、科目等履修生として別に手続きを行う必要があります。科目等履修生制度の詳細については、「科目等履修生出願手続要項」の「大学院 科目等履修制度について」の項を参照してください。

Ⅱ. 出願手続について

1. 出願期間および方法

(1) 出願期間

在籍を希望する期間が前期・通年の場合 2017年3月3日(金)～2017年3月10日(金)

在籍を希望する期間が後期の場合 2017年9月4日(月)～2017年9月11日(月)

(2) 出願受付場所・時間

出願受付場所は各研究科の事務室です。出願受付時間は事務室開室時間となります。

(3) 出願書類

出願にあたっては、下記の書類を出願期間中に提出してください。①、②および③は必須です。

④は外国籍の方のみ提出してください。

①「研修生・研究生願」(本学所定用紙)・・・1枚

②「研修生・研究生願」用写真および「研修生証または研究生証」用写真(3ヶ月以内に撮影した半身脱帽正面向き、背景無地、光沢、枠なしで、縦3cm×横2.5cmのカラー写真)・・・各1枚計2枚

③個人情報の取扱いに関する同意書

④希望する在籍期間中に日本国の在留資格を有していることを証明する書類(外国籍の方のみ)
(外国人登録証(表・裏)、在留カード(表・裏)、特別永住者証明書(表・裏)のいずれかの写し。)

2. 許可判定および手続等について

(1) 許可判定日

1) 前期: 2017年3月28日(火)

2) 後期: 後期出願者に別途提示します。

・書類選考あるいは面接のうえ、研究科が許可・不許可を決定し、出願者宛に選考結果を通知します。

(2) 登録手続締切日

1) 前期: 2017年4月11日(火)(許可判定日から2週間以内)

2) 後期: 許可者に別途提示します。(許可判定日から2週間以内)

(3) 手続方法について

・上記手続締切日までに所定の納付用紙にしたがい全額納入してください。通年、前期、後期のいずれの在籍期間においても、研修料・研究料は年額となります。納入手続きを所定の期日までに行わなかった場合は許可を取り消します。

研修料	年額	4,200 円
研究料	年額	14,000 円

・一旦納入された研修料・研究料は、理由の如何に関わらず返還しません。

・定められた期間内に所定の研修料または研究料の納付を含むすべての手続を完了した者を、本学の「研修生」「研究生」とし、「研修生証」「研究生証」を交付します。

3. 研修生・研究生の権利

(1) 許可された期間に限り、本学図書館・オープンパソコンルーム等の施設を利用できる。

(2) 研修生は、大学院学生共同研究室の利用はできない。研究生の大学院学生共同研究室の利用は、研究科が認めた範囲に限る(詳細は各研究科のクラス会に相談のこと)。

(3) 在学時に利用していたRAINBOW ユーザーID および学内メールアドレスを利用することができる。

(4) 必要により「非正規生証明書」の交付を受けることができる。ただし、通学定期券購入等のための「通学証明書」や「学割証」の交付を受けることはできない。

7. その他留意事項

- (1) 本学では原則二重学籍を認めていないため、「研究生」の在籍期間が通年となっている者が後期に再入学する場合は、前期中に「研究生辞退願」を提出してください。詳細は研究科事務室にお問い合わせください。
- (2) 「研修生」「研究生」は単年度ごとの在籍となりますので、次年度も継続を希望する場合は、改めて所定の期日に出願しなければなりません。

<問い合わせ先>

【衣笠キャンパス】

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

法学研究科 075-465-8175 / 社会学研究科 075-465-8184 / 国際関係学研究科 075-465-1211

政策科学研究科 075-465-7877 (3月23日まで) / 文学研究科 075-465-8187 / 映像研究科 075-465-1990

応用人間科学研究科 075-465-8375 / 言語教育情報研究科 075-465-8363 / 先端総合学術研究科 075-465-8348

【びわこ・くさつキャンパス(BKC)】

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1

経済学研究科 077-561-3940 / スポーツ健康科学研究科 077-561-3760 理工学研究科 077-561-2624 /

情報理工学研究科 077-561-5202 / 生命科学研究科 077-561-5021 /

【朱雀キャンパス】

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町 1

公務研究科 075-813-8274

【大阪いばらきキャンパス (OIC)】

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150

OIC 学びステーション 072-665-2050

経営学研究科 072-665-2090 / 政策科学研究科 072-665-2080

テクノロジー・マネジメント研究科 072-665-2100 / 経営管理研究科 072-665-2101